

平成26年2月24日

CPD法人登録者 各位

消費税率の改定に伴う CPD 利用料の変更について

公益社団法人 農業農村工学会
会長 塩 沢 昌

平素より（公社）農業農村工学会技術者継続教育機構（以下「CPD 機構」）の活動にご理解と、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

すでにご案内の通り、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることになりました。これに伴い、従来より課税対象となっている下記項目につきまして、消費税引き上げ分を反映した金額とさせていただきますのでお知らせいたします。CPD 法人登録者の皆様におかれましては、何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

記

課税対象項目	2014年3月までの金額(税込)	2014年4月からの金額(税込)
CPD利用料（法人） *注	(A)500,000円／年 (B)300,000円／年 (C)100,000円／年 (D)30,000円／1研修	(A)514,286円／年 (B)308,572円／年 (C)102,858円／年 (D)30,857円／1研修

*注

CPD 法人登録者は、開催する研修会への年間延参加見込人数により A から C に区分され、1 研修単位で申請を希望する法人は D に区分されます。

CPD 機構の個人登録者は、設立当初は「CPD 法人会員」と位置付けておりましたが、平成24年4月1日に農業農村工学会が公益社団法人に移行し、CPD 機構の業務を学会の公益事業としたことにより、「CPD 法人会員」から「CPD 法人登録者」となりました。

それに伴い、「CPD 法人会費」は「CPD 利用料」と変更になり、消費税の課税対象となりましたが、それ以降、消費税相当額は内税扱いとして取り扱ってまいりました。

この度の消費税率の改定にあたっては当局の指導もあり、消費税引き上げ分を反映した金額とさせていただきます。

*本案内文書は CPD 機構のホームページに掲載しております。<http://www.jsidre.or.jp/cpd/>